

地区歯科医師会会長 殿

公益社団法人 東京都歯科医師会  
会 長 井 上 恵 司  
( 公 印 省 略 )

定款の一部改正に係る留意事項について

平素は本会会務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和 5 年 3 月 2 日（木）に開催いたしました第 210 回臨時代議員会において定款の一部改正が決議され、令和 5 年 4 月 1 日より第 11 条第 2 項（下記参照）が新設されます。

今般の改正により、入会時は東京都内に就業所または住所を有した歯科医師（正会員）が、診療所の閉院もしくは退職等により都内に就業所を有しないこととなり、かつ自宅住所も都外となった場合においても、地区歯科医師会の身分を継続して有する場合は会員資格を継続することができることを明確化しました。

なお、あくまで地区歯科医師会に引き続き所属し、会員ご本人が引き続き本会会員であることを希望した場合に身分喪失とはならない旨を定めており、会員資格の継続を強制するものではありません。

また、第 2 種会員は定款施行規則第 1 条 2 項により「第 1 種会員の診療所に勤務」することが要件となっておりますので、退職等により会員診療所から離れた場合は従前どおり第 2 種会員としての要件を満たさなくなりますので、種別変更の手続きが必要となります。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

記

【公益社団法人東京都歯科医師会 定款（抜粋）】

（会員の資格の取得）

第 7 条 会員は、東京都内に就業所または住所を有する歯科医師でなければならない。

（身分喪失）

第 11 条 地区歯科医師会又は日本歯科医師会の会員たる身分を失った正会員は、当該歯科医師会から本会に通知のあったときから本会の会員たる身分を失うものとする。

（新設）2 第 7 条第 1 項の規定に関わらず、就業所および住所のいずれも東京都内に有しないこととなった正会員においては、地区歯科医師会の身分を継続して有する場合、本会の会員たる身分を失わないものとする。

【公益社団法人東京都歯科医師会 定款施行規則（抜粋）】

（会員の種別）

第1条 定款第6条の第1種会員とは、診療所の開設者または経営者、官庁署、学校、病院等の部課医長（これに準ずる職を含む）以上の職にある歯科医師、法人診療所にあつては、代表者および従たる事務所の長、厚生施設の診療所にあつては代表者ならびに住所のみを有する本会で承認した歯科医師会および支部（以下「地区歯科医師会」という。）に所属する歯科医師をいう。

2 第2種会員とは、第1種会員の診療所に勤務し、地区歯科医師会に所属する歯科医師をいう。

以上

〔担当〕

（公社）東京都歯科医師会

総務部 総務課

TEL：03-3262-1146